

令和 7 年 7 月 7 日

保険医療機関等 御中

古河市健康推進部国保年金課

国民健康保険被保険者証番号の変更について（お知らせ）

平素より古河市国民健康保険事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和 7 年 8 月 1 日から、国民健康保険に加入している全世帯を対象に、被保険者証番号が個人単位から世帯単位へ変更となります。
このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 対象者
令和 7 年 8 月現在、古河市国民健康保険に加入している被保険者全員

- 2 変更箇所 記号・番号・枝番のうち、番号が変更。

	R7.7.31まで			R7.8.1から		
	記号	番号	枝番	記号	番号	枝番
記載例	古河	01234567	01	古河	00123456	01
説明	変更なし	0～9で始まる(8桁)	(2桁)	変更なし	00+(6桁)	(2桁)
単位		個人単位	個人単位		世帯単位	個人単位

※保険者番号（古河市：080044）は変更なし。

- 3 変更となる帳票の種類
古河市が交付する以下の国民健康保険関係帳票

- (1)資格確認書、資格情報のお知らせ
(2)限度額適用認定証
(3)限度額適用・標準負担額減額認定証
(4)特定疾病療養受療証

公費負担医療(指定難病・肝炎・自立支援医療等)受給者証などは、交付者・更新時期が異なりますので、8 月以降も旧番号記載の場合がございます。

- 4 被保険者への周知
「8 月からは新しい資格確認書等を提示する」ことを 7 月の一斉更新および納税通知書の送付の際にお知らせし、あわせて市報・HP 等に掲載しています。
※新番号記載の「資格情報のお知らせ」も被保険者宛て送付しています。
※オンライン資格確認・マイナポータル上も、8 月から新番号が表示されます。

- 5 問合せ先
古河市役所 国保年金課 国保係（資格給付担当）
〒306-8601 古河市長谷町 38 番 18 号
電話番号 0280-22-5111（内線 1017～1019）